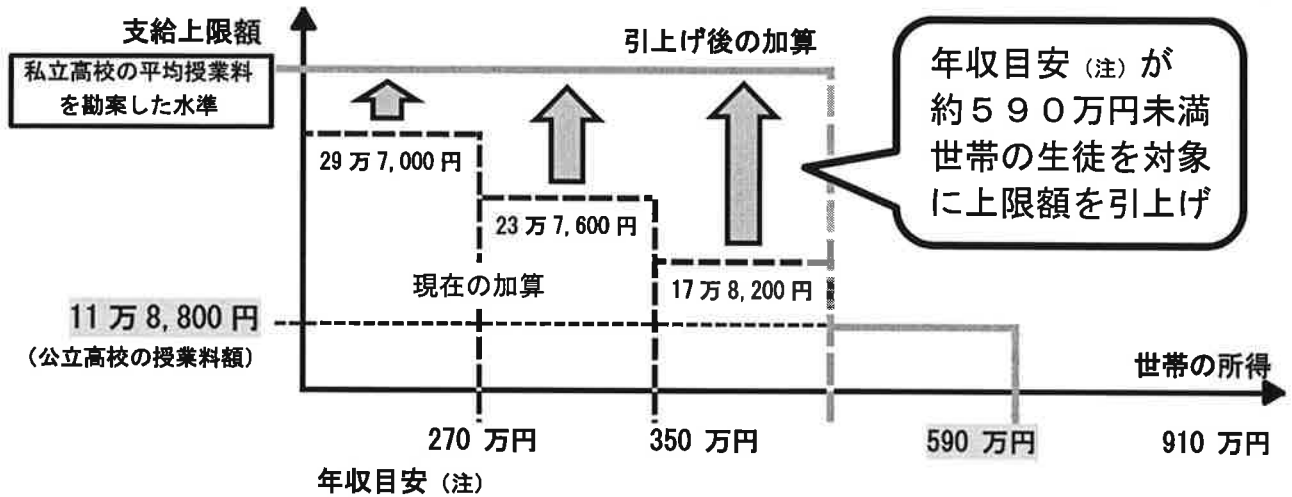


## 高等学校等就学支援金制度・奨学のための給付金について

### 1. 高等学校等就学支援金制度について

高等学校等に通う生徒を対象に教育にかかる経済的負担の軽減を図るため、国より各世帯の所得に応じた授業料の支援がなされます。この制度について、私立高校生等を対象に2020年4月より支給上限額の引き上げなどの改正が行われます。この支援制度の改正に伴い、5ページに掲載されている学納金の改正もありますので、本学志願者へは改めてお示しいたします。

文部科学省のwebサイトより



(注) 両親・高校生・中学生の4人家族で、両親の一方が働いている場合の目安

※保護者等の「課税所得」を基準として、入学時および毎年7月に支給額を判定します。  
 ※授業料は、就学支援金の支給額を差し引いた金額となります。

### 2. 青森県私立高校生等奨学のための給付金について ※令和元年度実績

授業料以外の教育費負担を軽減するため、道府県民税所得割および市町村民税所得割非課税世帯で私立高校生等のいる世帯の保護者に対し、教科書費や教材費などの授業以外の教育に必要な経費について給付金を給付する制度です。

区分	①生活保護 (生業扶助) 受給世帯	道府県民税所得割額と市町村民税所得割額の合算額 (生活保護(生業扶助)受給世帯を除く)			
		給付金の対象となる通信制の高校生等がない世帯		⑤給付金の対象となる通信制の高校生等がある世帯	
		この生徒に高校生等以外の被扶養者である15歳以上23歳未満の兄弟姉妹がない世帯	④この生徒に被扶養者である高校生等以外の15歳以上23歳未満の兄弟姉妹(中学生を除く)がいる世帯		
		②この生徒が1人目の給付申請である場合(第1子の申請)	③この生徒が2人目以降の給付申請である場合(第2子以降の申請)		
通信制以外	1人あたり 年額 52,600円	1人あたり 年額 98,500円	1人あたり 年額 138,000円	1人あたり 年額 138,000円	1人あたり 年額 138,000円
通信制	1人あたり 年額 52,600円	—	—	—	1人あたり 年額 38,100円

### 3. 家計急変世帯への補助

保護者の失職、勤め先の倒産などの家計急変による経済的理由などから授業料等の納付が困難となった場合、収入の状況に応じて補助があります。